祇園暴走

勤務先社長を書類送検

過失致死傷容疑　死亡の運転手も

京都市東山区の祇園で昨年4月、軽ワゴン車が暴走し歩行者ら19人が死傷した事故で、京都府警は11日、持病のてんかん発作で事故を起こしたとして、京都市西京区の会社員、藤崎晋吾容疑者（当時30歳）＝死亡＝を自動車運転過失致死傷容疑で書類送検した。また雇用主で東山区にある藍染め製品販売会社の女性社長(71)も、持病を認識していたのに仕事での運転をやめさせなかったとして、業務上過失致死傷容疑で書類送検した。【堀智行、花澤茂人、村田拓也】

府警によると、運転手のてんかんが原因の事故で、雇用主が刑事責任を問われるのは全国初という。

藤崎容疑者の容疑は昨年4月12日午後1時5分ごろ、祇園の大和大路通で軽ワゴン車を運転中、持病のてんかん発作を起こし、360メートルにわたり暴走。四条通交差点などで歩行者ら19人をはねて死傷させたとされる。

府警によると、司法解剖結果などから▽抗てんかん薬の成分が発作を抑える濃度に達しておらず、医師の指示通りに服用していなかったとみられる▽体調不良で解熱剤を服用していた――ことが判明。事故当日は発作を起こしやすい状況だったと判断した。また複数の専門家から、「複雑部分発作」と呼ばれる発作の場合は意識がもうろうとなるが、事故時のようなハンドル操作は可能との意見を得た。藤崎容疑者は以前から同様の発作を起こしていたという。

府警は、藤崎容疑者が発作で一時意識を失ってタクシーに追突後、意識がもうろうとした状態でハンドル操作をしながらアクセルを踏み続け、時速約70キロで電柱に衝突したと結論づけた。

藤崎容疑者は約10年前にバイク事故で頭部を打ち、06年に外傷性てんかんと診断された。医師から車の運転を止められていたが、07年と12年、申告せず運転免許を更新した。

一方、社長の容疑は、藤崎容疑者にてんかんの持病があると知りながら仕事で運転を続けさせたとされる。社長は「知っていたら運転させなかった」と否認しているという。

捜査関係者によると、事故1カ月前の昨年3月、藤崎容疑者は自宅で発作を起こし3日間、欠勤。翌日、業務日誌に社長と話し合いの場を持ったことを書き残していた。事故直後、社長が藤崎容疑者の家族に電話で「本人が大丈夫と言うから運転させた」と持病を知っていたかのような発言をしたという。

府警はこうした状況証拠を積み上げ、京都地検に起訴を求める意見を付けて送致した。藤崎容疑者は、死亡したため不起訴となる。

起訴には高いハードル

解説　京都・祇園暴走事故で、運転手の藤崎晋吾容疑者が死亡し、原因や責任の所在の解明は長期化したが、府警は約350人から聴取した結果、てんかん発作が原因と結論づけた。さらに、勤務先の社長も業務上過失致死傷容疑で書類送検した。ただ社長が持病を認識していたとする直接的な証拠はなく、社長を起訴するハードルは高い。

事故は、てんかん患者をめぐる運転免許制度の課題を改めて浮き彫りにした。藤崎容疑者は家族や主治医から再三、運転中止を忠告されていたが、事故1カ月前、持病を申告せずに免許を更新し運転を続けた。

警察庁は今年2月、免許取得・更新時の虚偽申告への罰則を新設するなど道交法改正試案を公表。持病を隠して運転することへの厳罰化が進みつつある。だが、交通問題に詳しい高山俊吉弁護士は「厳罰化だけに流れると、患者が病気を隠す傾向が強まるのではないか」と危惧している。【堀智行、花澤茂人】

「周囲の責任」問う　遺族ら

祇園暴走事故の書類送検を受け、遺族らはやるせない思いを語った。車が最後に衝突した電柱付近で亡くなった奥村昌彦さん（当時40歳）の母順子さん＝京都市＝は「（容疑者の周囲の人は）危険性を認識し、運転を止めさせることができたはず。周りがしっかりしていれば、息子を含めて19人もの人が被害に遭うことはなかった。本当に腹立たしいし悲しい」と唇をかんだ。

11年4月に栃木県鹿沼市でクレーン車の運転手がてんかん発作を起こし、小学生6人が死亡した事故の遺族、伊原高弘さん(41)＝同市＝は「患者の周囲の人にどう責任を問うかなどの課題も多い」と話した。

日本てんかん協会副会長で国立病院機構静岡てんかん・神経医療センターの久保田英幹診療部長は「運転すべきでない患者について生活支援や治療に対応する仕組みも必要」と指摘。「病気への偏見を防ぐため、原因をてんかんと特定した理由などを明らかにしてほしい」と述べた。【堀智行、田辺佑介】